

川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画 計画段階環境配慮書に係る手続について

項目	内容
事業名称	川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画 事業実施想定区域:川崎市川崎区扇町12番1号 JX日鉱日石エネルギー株式会社川崎事業所の敷地内
事業の種類	環境影響評価法(以下「法」という。)で規定する第一種事業 出力が15万kW以上である発電設備の新設を伴う火力発電所の変更の工事
配慮書の公告 (法第3条の4)	公告日:平成27年6月11日(木)
配慮書の縦覧 (主務省令*第13条第1項及び 第3項)	縦覧期間:平成27年6月11日(木)~同7月10日(金) 縦覧場所:環境創造局環境影響評価課 鶴見区、神奈川区、西区、中区及び港北区の各区役所 (横浜市ホームページでも全文閲覧可能)
審査会への意見聴取 (横浜市環境影響評価条例第57 条第2項)	審査会への意見聴取依頼:平成27年6月23日(火)
意見の提出 (神奈川県環境影響評価条例第 25条の2第1項)	神奈川県知事への市長意見の提出締め切り:平成27年7月21日(火)
意見の提出 (法第3条の7第1項、主務省令 第14条第1項)	事業者への市長意見の提出の締め切り:平成27年8月21日(金)

※ 発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測、評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日 通商産業省令第54号)